

令和8年第1回（3月）大磯町議会定例会

議案第14号説明資料

令和8年2月13日

大磯町火災予防条例の一部を改正する条例

資料

改正概要 ..... 1

改正内容 ..... 1～5

新旧対照表 ..... 6～9

参考資料 ..... 10

消防総務課

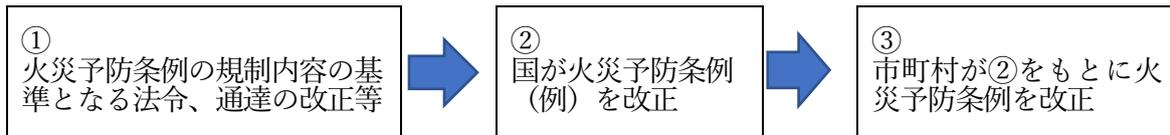


# 大磯町火災予防条例の一部を改正する条例

## 1 改正概要

火災予防条例において、サウナ設備を含む火気設備等の規制内容の基準となる「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）」及び「対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準（平成14年消防庁告示第1号）」が一部改正されたため、また、岩手県で大船渡市林野火災が発生したことを受け、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等により、林野火災予防の実効性を高めるため、及び近年の大規模地震発生時において、電気に起因する火災が多く発生していることを受け、感震ブレーカーの普及を促進することで住宅における火災予防を推進するため、各市町村における火災予防条例の策定に係る執務の参考として国が示した、「火災予防条例（例）」が一部改正されたことに伴い、「サウナ設備に係る規定」、「住宅における火災の予防の推進に係る規定」及び「林野火災の予防等に係る規定」について、「大磯町火災予防条例」の一部を改正するものです。

### 【火災予防条例改正のイメージ】



## 2 改正内容

### (1) サウナ設備に係る規定の改正

近年のサウナブームを背景に、従来の浴場等の建物内に設置されていたサウナ施設とは異なり、屋外等のテントやバレル（木樽）に放熱設備（サウナストーブ）を設置する事例が全国で増加しています。現行のサウナ設備の規定は、浴場等の建物内に設置することを想定し策定されたものであり、近年増加している屋外のテント等に設置される消費熱量が小さいサウナ設備に適用される規定を、別途定める必要性が生じたため規定の改正を行います。



ア 規制対象となる対象火気設備等の種類の見直しについて

屋外のテント等に設置される消費熱量が小さいサウナ設備は、従来の消防法令上で規定する「サウナ設備」と性質が異なることから、別の種類のものとして位置づけることとし、規制する設備等の種類に「簡易サウナ設備」を追加するとともに、従来の「サウナ設備」の名称を「一般サウナ設備」に変更して2つを区別し、「簡易サウナ設備」の定義を、「屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするもの。」とします。（第7条の2関係）

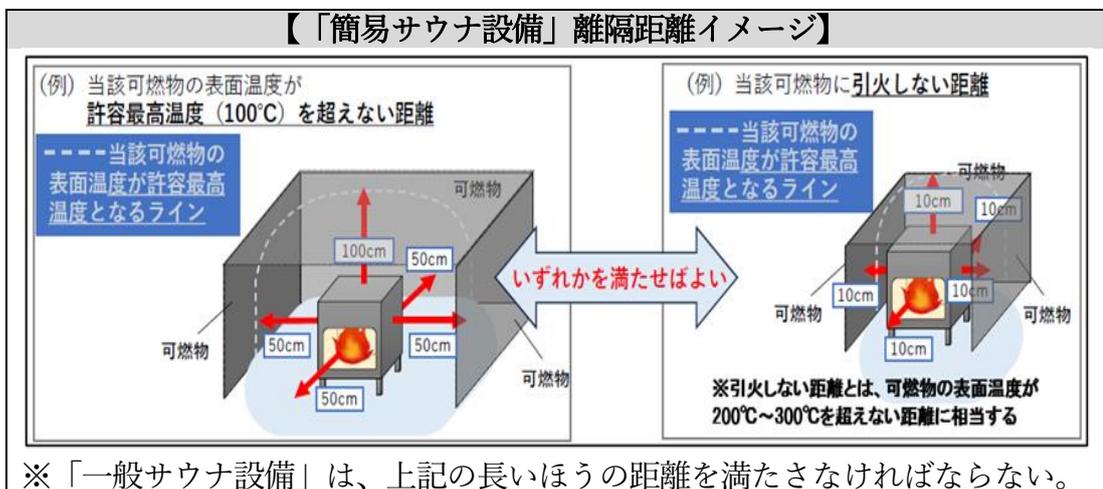
【定格出力が6キロワットのサウナストーブ（例）】



イ 「簡易サウナ設備」の周囲との離隔距離の改正について

「簡易サウナ設備」について、国が示す「対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準」に基づき確保しなければならない周囲との離隔距離は、「一般サウナ設備」と比較し、短くできることとします。（第7条の2関係）

「対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準」の内容	
「簡易サウナ設備」離隔距離の基準	「一般サウナ設備」離隔距離の基準
周囲の可燃物の表面が、国の告示で規定する許容最高温度を超えない距離、又は周囲の可燃物が引火しない距離の <b>いずれかの短いほう</b> の距離	周囲の可燃物の表面が、国の告示で規定する許容最高温度を超えない距離、又は周囲の可燃物が引火しない距離の <b>いずれかの長いほう</b> の距離



ウ 「簡易サウナ設備」の安全を確保する装置等に係る規定の見直しについて

「簡易サウナ設備」について、温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けることとします。ただし、薪を熱源とするものにあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置することにより代えることができることとします。（第7条の2関係）

エ 「簡易サウナ設備」に関するその他の防火安全対策について

火災予防条例中の他の設備等に関する条項を準用して、火災予防上の要件を規定することとします。（第7条の2関係）

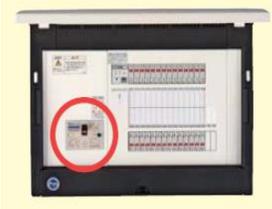
オ 届出に関する規定の整備について

個人が設置するもの以外の「簡易サウナ設備」を設置する際は、届出を要することとします。（第44条関係）

(2) 住宅における火災の予防の推進に係る規定の改正

近年の大規模地震においては、通電火災等の電気に起因する火災が多く発生していることから、火災予防の推進のために、住宅において普及を促進する器具及び設備等に、地震時の揺れを感知して自動的に通電を遮断する機能を有する「感震ブレーカー」を追加することとします。（第29条の7関係）

【感震ブレーカーの種類】

分電盤タイプ（内蔵型）	分電盤タイプ（後付型）	コンセントタイプ	簡易タイプ
			
分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感知し、ブレーカーを落として電気を遮断。	分電盤に感震機能を外付けするタイプで、漏電ブレーカーが設置されている場合に設置可能。	コンセントに内蔵されたセンサーが揺れを感知し、コンセントから電気を遮断。	ばねの作動や重りの落下によりブレーカーを落として、電気を遮断。

(3) 林野火災の予防等に係る規定の改正

令和7年2月に発生した大船渡市林野火災を受け、総務省消防庁で「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」を開催し、その報告書において、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって、林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされたこと等を踏まえ規定の改正を行います。

ア 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限に関する見直しについて

「火災に関する警報」は、消防法（昭和23年法第186号）第22条第3項に規定するものであることを明確にして、法律に基づき当該警報発令中における火の使用の制限を規制することとします。また、火を使用する設備及び器具の従前からの変化等を踏まえ、「火災に関する警報」の発令中における屋内での裸火の使用に係る制限について、出入口等を閉じて行うという規定を削除することとします。（第29条関係）

【消防法と改正後の大磯町火災予防条例の相互関係】

消防法（第22条）	改正後の大磯町火災予防条例（第29条）
<p>〔気象状況の通報及び警報の発令〕</p> <p>第22条 気象庁長官、管区気象台長、沖縄気象台長、地方気象台長又は測候所長は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、その状況を直ちにその地を管轄する都道府県知事に通報しなければならない。</p> <p>② 都道府県知事は、前項の通報を受けたときは、直ちにこれを市町村長に通報しなければならない。</p> <p>③ 市町村長は、前項の通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、<b>火災に関する警報を発することができる。</b></p> <p>④ 前項の規定による警報が発せられたときは、警報が解除されるまでの間、その市町村の区域内に在る者は、市町村条例で定める火の使用の制限に従わなければならない。</p>	<p>（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）</p> <p>第29条 火災に関する警報（<b>法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。</b>以下同じ。）が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 山林、原野等において火入れをしないこと。</p> <p>(2) 煙火を消費しないこと。</p> <p>(3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。</p> <p>(4) 屋外においては引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙しないこと。</p> <p>(5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて町長が指定した区域内において喫煙しないこと。</p> <p>(6) 残り火（たばこの吸い殻を含む）取り灰又は火の粉を始末すること。</p> <p>(7) 屋内において裸火を使用するときは窓、出入口等を閉じて行うこと。（今回の改正で削除）</p>

イ 林野火災に関する注意報について

気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、「林野火災に関する警報」の前段階として、「林野火災に関する注意報」を発することができることとします。また、「林野火災に関する注意報」が発せられた場合は、注意報が解除されるまでの間、林野火災の発生の危険性を勘案して、火の使用の制限の対象となる区域を指定することができ、当該区域内では第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならないこととします。（第29条の8関係）

【「林野火災注意報」及び「林野火災警報」の発令基準】

	林野火災 注意報	林野火災 警報
発令指標	下記の①かつ②の場合 ①前3日間の合計降雨量が1mm以下 ②前30日間の合計降水量が30mm以下、または、「乾燥注意報」が発表 （※当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合には、この限りでない。）	左記の注意報発令指標に加え、「強風注意報」が発表されている場合
発令期間	1月から5月（※乾燥等の気候条件及び火入れ実施時期等による理由）	
内容	屋外での火の使用等についての注意喚起 （※区域を指定できる）	屋外での火の使用の制限 （※区域を指定できる）

ウ 林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限について

第29条で規定する「火災に関する警報」のうち、その目的を「林野火災の予防」に限定して「林野火災に関する警報」を発するとき、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができることとします。(第29条の9 関係)

	「火災に関する警報」	
	通常の「火災に関する警報」	「林野火災に関する警報」
火の使用制限の根拠	火災予防条例第29条	火災予防条例第29条・第29条の9
予防対象となる火災	建物火災を含む全ての火災	<b>林野火災に限定</b>
火の使用制限の対象区域	町内全域	<b>「林野地域等」と、対象となる区域を指定することができる</b>

エ 火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出に関する見直しについて

実施するにあたり事前の届出が必要となる「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為」に、今までは、その取扱いが各市町村の判断に委ねられていた「たき火」が含まれることを明確にすることとします。また、「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為」等について、火災の発生の危険性等を勘案して、届出対象となる行為毎に、当該届出が必要となる期間及び区域を指定することができることとします。(第45条関係)

届出が必要となる「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為」
(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為 <u>(たき火を含む。)</u>
(2) 煙火(がん具用煙火を除く。)の打上げ又は仕掛け
(3) 劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催
(4) 水道の断水又は減水
(5) 消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事
(6) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設(対象火気器具等を使用する場合に限る。)

※たき火とは、火を使用する設備、器具を用いなくて又は火を使用する設備、器具を用いる場合でも、本来の使用方法によらないで火をたくことをいいます。

#### (4) 施行日

公布の日から施行します。ただし、第7条の2、第7条の3、第29条の7第1項第1号及び第44条第1項各号の改正規定は、令和8年3月31日から施行します。

大磯町火災予防条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 省略</p> <p>第3章の2 <u>住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2～第29条の7）</u></p> <p>第3章の3 <u>林野火災の予防（第29条の8・第29条の9）</u></p> <p>第4章～第7章 省略</p> <p>第1章・第2章 省略</p> <p>第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等</p> <p>第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準</p> <p>第3条～第7条 省略</p> <p><u>（簡易サウナ設備）</u></p> <p>第7条の2 <u>簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p><u>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</u></p> <p><u>(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。</u></p> <p>2 <u>前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第20号まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。</u></p> <p><u>（一般サウナ設備）</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 省略</p> <p>第3章の2 <u>住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2～第29条の7）</u></p> <p>第4章～第7章 省略</p> <p>第1章・第2章 省略</p> <p>第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準</p> <p>第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準</p> <p>第3条～第7条 省略</p> <p>（サウナ設備）</p>

改正案	現行
<p>第7条の3 <u>一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</u></p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。</u></p> <p>第8条～第17条の3 省略</p> <p>第2節・第3節 省略</p> <p>第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限 (火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</p> <p>第29条 <u>火災に関する警報（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。</u></p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等</p> <p>第29条の2～第29条の6 省略 (住宅における火災の予防の推進)</p> <p>第29条の7 大磯町は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、<u>感震ブレーカー</u>その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進</p> <p>(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第3章の3 林野火災の予防 (林野火災に関する注意報)</p> <p>第29条の8 <u>町長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。</u></p>	<p>第7条の2 <u>サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</u></p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。</u></p> <p>第8条～第17条の3 省略</p> <p>第2節・第3節 省略</p> <p>第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限 (火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</p> <p>第29条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) <u>屋内において裸火を使用するときは窓、出入口等を閉じて行うこと。</u></p> <p>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等</p> <p>第29条の2～第29条の6 省略 (住宅における火災の予防の推進)</p> <p>第29条の7 大磯町は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進</p> <p>(2) 省略</p> <p>2 省略</p>

改正案	現行
<p>2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、町の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。</p> <p>3 町長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。 (林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</p> <p>第29条の9 町長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。</p> <p>第4章・第5章 省略 第5章の2 屋外催しに係る防火管理</p> <p>第42条の2 省略 (屋外催しに係る防火管理)</p> <p>第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略 (3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第45条第1項において、「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。</p> <p>(4)～(6) 省略</p> <p>2 省略 第5章の3 省略 第6章 雑則</p> <p>第43条 省略 (火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめその旨を消防長に届け出なければならない。</p>	<p>第4章・第5章 省略 第5章の2 屋外催しに係る防火管理</p> <p>第42条の2 省略 (屋外催しに係る防火管理)</p> <p>第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略 (3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第45条において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。</p> <p>(4)～(6) 省略</p> <p>2 省略 第5章の3 省略 第6章 雑則</p> <p>第43条 省略 (火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめその旨を消防長に届け出なければならない。</p>

改正案	現行
<p>(1)～(7) 省略</p> <p><u>(8) 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）</u></p> <p><u>(9) 一般サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）</u></p> <p><u>(10) 省略</u></p> <p><u>(11) 省略</u></p> <p><u>(12) 省略</u></p> <p><u>(13) 省略</u></p> <p><u>(14) 省略</u></p> <p><u>(15) 省略</u></p> <p><u>(16) 省略</u></p> <p><u>(17) 省略</u></p> <p><u>(18) 省略</u></p> <p><u>(19) 省略</u></p> <p>（火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）</p> <p>第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめその旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為 <u>（たき火を含む。）</u></p> <p>(2)～(6) 省略</p> <p><u>2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。</u></p> <p>第45条の2～第48条 省略</p> <p>第7章 省略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条の2、第7条の3、第29条の7第1項第1号及び第44条第1項各号の改正規定は、令和8年3月31日から施行する。</u></p> <p>別表第1～別表第8 省略</p>	<p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) <u>サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）</u></p> <p><u>(9) 要略</u></p> <p><u>(10) 省略</u></p> <p><u>(11) 省略</u></p> <p><u>(12) 省略</u></p> <p><u>(13) 省略</u></p> <p><u>(14) 省略</u></p> <p><u>(15) 省略</u></p> <p><u>(16) 省略</u></p> <p><u>(17) 省略</u></p> <p><u>(18) 省略</u></p> <p>（火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）</p> <p>第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめその旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為</p> <p>(2)～(6) 省略</p> <p>第45条の2～第48条 省略</p> <p>第7章 省略</p> <p>別表第1～別表第8 省略</p>

# 神奈川県地域森林計画図【大磯町】

## 参考資料

